

奈良市「Old History, New Discovery.」ロゴ使用ガイドライン

奈良市では、奈良市の魅力を世界へ発信するべく、英語スローガンである「Old History, New Discovery.」を作成しました。

奈良市の魅力を発信できるのは、市民の方々や奈良市を応援してくださる皆さんです。英語スローガンを通して、皆さんと一緒に奈良市の魅力を世界へ発信していくことを目標にしています。

このロゴを広くご活用いただくためにガイドラインを定めましたので、趣旨をご理解の上、積極的にご活用ください。

1. 権利の帰属

ロゴの権利は奈良市に帰属します。

2. 使用の原則

ロゴは、奈良市の知名度及びイメージの向上並びに市民のまちへの愛着や誇りを醸成することを目的に使用することができます。皆さんのアイデアで、様々な場面でご活用ください。

なお、使用前に使用報告をしてください。

3. 使用目的

どなたでも自由に無料で使用できますが、次に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用できません。

- (1) 奈良市の信用又は品位を損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
- (4) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれがある場合
- (6) 特定の個人、事業者又は団体を奈良市が支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (7) その他市長が適切でないと認めた場合

4. 使用条件

- (1) ロゴの色は基本色の黒又は、白での使用を原則としますが、他の色を使用することもできます。
- (2) ロゴの独自性を損ない、又は誤った印象を与えることがないよう、改するなどロゴ

のイメージを損なうような使い方は避けてください。

【使用禁止令】

- ・変形（斜体等）
- ・回転
- ・ロゴマークの一部だけを使用

6. その他注意事項

- (1) ロゴの使用によって生じた問題について、奈良市は一切関知しません。
- (2) ロゴを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。
- (3) 使用目的、使用条件に反する場、又は届け出なくロゴを使用している場合は、使用止を求める場合があります。

7. 問い合わせ先

奈良市総合政策部秘書広報課

附則

このガイドラインは、令和5年10月30日から施行する。